

○国土交通省告示第六百八十二号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

国土交通大臣 金子 恭之

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

（船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。	船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。
一〇三（略）	一〇三（略）
四・五（略）	四 北緯四十一度四十四分四十七秒東経百四十度四十二分三十七秒の地点
六・七（略）	五・六（略）
八〇三三（略）	七 北緯三十九度十六分二十五秒東経百四十一度五十三分二十秒の地点
八〇三三（略）	八・九（略）
一四〇一七（略）	十 北緯三十五度四十四分二十四秒東経百四十度五十一分二十七秒の地点
一四〇一七（略）	十一〇一六（略）
一四〇一七（略）	十七 北緯三十三度三十六分三十五秒東経百三十三度三十一分三十秒の地点
一四〇一七（略）	十八 北緯三十一度三十四分四十四秒東経百三十一度二十四分三十一秒の地点
一四〇一七（略）	十九〇二二（略）

第二条 船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>一〇六 (略)</p>	<p>船舶安全法施行規則第一条第十一項の告示で定める水域は、次に掲げる地点を中心とする半径百五十海里の円内の水域から構成される水域とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>一〇九 北緯三十四度四十分十二秒東経百三十八度五十六分五十五秒の地点</p> <p>一〇七 (略)</p>

附則
この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年七月一日から施行する。